

◇八代市における建築物の高さ制限等について

地域	法56条1項1号 道路斜線		法56条1項2号 隣地斜線		法56条1項3号 北側斜線		法55条 絶対高さ	法54条 外壁後退	法53条の2 敷地面積の 最低限度
	適用距離 (m)	勾配	立上り (m)	勾配	立上り (m)	勾配			
第一種低層 住居専用地域							○	一部○ ※旧八代市内のみ	一部○ ※旧八代市内のみ
第二種低層 住居専用地域 ※八代市内にはない					○	○			
田園住居地域 ※八代市内にはない									
第一種中高層 住居専用地域	○	○			日影制限指定有 のため除外				
第二種中高層 住居専用地域			○	○					
第一種住居地域									
第二種住居地域									
準住居地域									
近隣商業地域	○								
商業地域	400%	○							
	500%	○	○	○					
準工業地域									
工業地域	○								
工場専用地域									
無指定地域	○	○	○	○					